



平成 25 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパン
代表者名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎
(コード番号：6051)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 浜 崎 義 樹
(TEL. 03-3796-1120)

コミットメント型ライツ・オファリング (上場型新株予約権の無償割当て) に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 12 日 (金) 開催の取締役会において、今後の成長資金の調達を目的として当社以外の全株主様を対象としたコミットメント型ライツ・オファリング (上場型新株予約権の無償割当て) (以下「本件」といい、本件における資金調達方法を、以下「本資金調達方法」といいます。) を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、コミットメント型ライツ・オファリングとは、新株予約権を発行会社以外の全ての株主に対し、保有する発行会社株式の数に応じて無償で割り当て、かつその新株予約権が上場され市場で売買できるなど既存株主に対して配慮された資本調達手法であり、発行会社が証券会社との間で引受契約 (コミットメント契約) を締結することで、発行会社の資金調達額をコミットする資金調達手法です (詳細は、下記「1. 本件の目的等 (2) 本資金調達方法を選択した理由 ② 資本調達の確実性」をご参照ください)。

近年、第三者割当増資や公募増資による大規模な希薄化などが問題視される中で、欧州市場において主要な資本調達手法であるコミットメント型ライツ・オファリングについて、市場参加者に加え、金融庁・金融商品取引所・証券保管振替機構等の関係各所も日本市場での導入に向けた整備を進めており、当社は、今般の資金調達を実施するに際し、他の資金調達方法との比較検討その他諸般の事情を考慮の上、コミットメント型ライツ・オファリングを実施することを決定いたしました。当社は、当社自らが日本初のコミットメント型ライツ・オファリングを実施することにより、当該資金調達方法の普及に向けて先鞭をつけることができるとともに、日本市場における資本調達手段の多様化に寄与し、当社の理念である資本市場の発展にも大きく貢献できると確信しております。

記

1. 本件の目的等

(1) 資金調達の目的

当社は平成 24 年 4 月に証券代行業務への約 40 年ぶりとなる新規参入を果たしました。株券電子化のメリットを活用した新しいサービスの提供や価格設定が奏功し、参入後 1 年間で上場企業 7 社から証券代行業務の委託をご決定いただいた他、複数の企業からも当社への証券代行業務の委託を前向きに検討するとのお声をいただいております。当社の参入の意義

とともに当社の競争力について、自信を深めております。今後更に証券代行業を伸張させ、中長期的な受託シェアを拡大していくためには、株主数 4,000 万名まで取扱可能なシステム整備が必要と考えております。現行の総合株主データベースシステムは十分に稼働しておりますが、このような状況に鑑み、今後の受託社数の増加に備えて取扱可能株主数の拡張のためのシステム開発に踏み切ることとしました。

開発原資として手元資金及び銀行借入その他の資金調達手段を検討しましたが、当社は第一種金融商品取引業者であることから金融商品取引法上の自己資本規制比率の規制を受けており、かかる観点からは、設備投資に伴う総資産の増加に応じた、自己資本の増強も必要となります。

そこで、自己資本の増強に向けてコミットメント型ライツ・オフリング（上場型新株予約権の無償割当て）による資金調達を実施することとなりました。

（2）本資金調達方法を選択した理由

当社は今回の資金調達に際して、①既存の株主様の利益保護、②資本調達の確実性、③資本市場の発展への貢献を並立させるべく、公募増資や銀行借入等の様々な資金調達の手法を検討いたしました。その結果、以下のような理由から、上記の3点を全て充足すると考えられる資金調達手法として、コミットメント型ライツ・オフリングの方法を選択することといたしました。

①既存の株主様の利益保護

当社は、上場企業の IR・SR（株主対応業務関連）を総合的に支援する日本で最大級のコンサルティングファームとして、自社の資本調達に際しても、既存株主の皆様にご納得いただける調達手法を検討してまいりました。その結果、当社の成長をサポートいただいている既存株主の皆様へ、当社の資本増強のプロセスにご参加いただく機会を提供する手法として、ライツ・オフリングを選択いたしました。

ライツ・オフリングでは、既存株主様が保有する当社普通株式の数に応じて本新株予約権（下記「2. ライツ・オフリングの内容（1）無償割当ての方法」において定義します。）が割り当てられるため、増資後も持分割合を維持したい既存株主様は、割り当てられた本新株予約権を行使し、行使代金として必要な金銭を払い込むことによって当社普通株式を取得することができます。一方で、発行された本新株予約権が大阪証券取引所（JASDAQ）において上場されるため、既存株主様が本新株予約権の行使を望まない場合には、本新株予約権を市場取引により売却することも可能であり、1株当たりの経済的価値の希薄化による経済的不利益の全部又は一部を補う機会を得ることができます。

②資本調達の確実性

コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、発行会社が証券会社（本件では野村証券株式会社であり、以下かかる立場の同社を「コミットメント会社」といいます。）と引受契約（コミットメント契約）を締結することで、割当決議後の発行会社の普通株式の株価推移に関わらず、原則として、当該決議時に予定していた金額の資本調達を実現できることが特徴です。本件では、一般投資家（下記「2. ライツ・オフリングの

内容（２）本新株予約権の内容等 ⑥新株予約権の権利行使期間」において定義します。）によって行使されなかった本新株予約権は、当社が取得条項に基づき取得した上で、コミットメント契約に基づき、原則としてコミットメント会社に全て譲渡し、コミットメント会社は当社から譲渡を受けた本新株予約権全てを行使することが合意されております。

なお、ライツ・オフアリングによる資本調達手法としては、ノン・コミットメント型ライツ・オフアリングも存在しますが、ノン・コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）し、当初予定した金額の資本調達が実現できない可能性があるため、当社では確実に資本調達を実現できるコミットメント型ライツ・オフアリングを選択しております。また、主要な資本調達手法としてライツ・オフアリングが普及している欧州においても、上記のような理由から、コミットメント型ライツ・オフアリングが選択されることが通例となっていると理解しております。

③資本市場の発展への貢献

当社は、「公正な資本市場の発展に貢献すること」を企業理念とし、日本の資本市場のグローバルな発展とともに成長していくことを目指しています。昨年度の新たな業務展開として、株券電子化によるメリットを各上場企業に最大限享受していただくことを目指し、証券代行業業に参入しております。

コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、その普及を阻害する要因の一つとして、ファイナンス期間が長期にわたることが挙げられており、日程の短縮化等に向けて、金融庁・金融商品取引所・証券保管振替機構等の関係各所が、種々の諸制度の整備等に取り組んできました。当社では、実務上の課題とされている証券代行機関の事務（新株予約権の割当ての対象となる株主の確定及び割当通知の送付）に要する期間について、株券電子化制度に最適化された当社の最新の総合株主データベースシステムによって、従来のライツ・オフアリングと比べて半分以下の日数（本件では7日間）で遂行することが可能であり、日程の短縮化（※）に大きく貢献できると考えております。本件では、当社自らが証券代行機関を務め、具体的な案件を通じて、より多くの市場参加者に当社の証券代行業業における実務対応力をご理解いただくとともに、今後のコミットメント型ライツ・オフアリングの普及に少しでも貢献できることを期待しております。

※割当決議日から一般投資家の行使期間終了日までの日数

本件における当該期間は49日であり、過去のノン・コミットメント型ライツ・オフアリングよりも、20日以上短縮されています。なお、今後、予定されている会社法改正が実現した場合には、欧州のコミットメント型ライツ・オフアリングと比べてほぼ遜色のない、40日程度まで短縮されることが期待されます。

2. ライツ・オフアリングの内容

（1）無償割当ての方法

平成25年4月23日（火）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又

は記録された当社以外の株主様に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社アイ・アール ジャパン第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により割り当てます。

（2）本新株予約権の内容等

- | | |
|-----------------------------|---|
| ①新株予約権の名称 | 株式会社アイ・アール ジャパン第1回新株予約権 |
| ②新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 本新株予約権1個当たり、当社普通株式0.1株 |
| ③新株予約権の総数 | 1,687,029個
※株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数であります。上記の数は、平成25年4月12日（金）現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数であります。 |
| ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 本新株予約権1個当たり600円
※本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、6,000円となります。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.1株であるため、本新株予約権の行使により当社普通株式1株を取得するためには、本新株予約権10個を行使し、合計の行使代金として6,000円をお支払いいただく必要があります。 |
| ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
（イ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
（ロ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。 |
| ⑥新株予約権の権利行使期間 | （イ）コミットメント会社以外の本新株予約権者（以下「一般投資家」といいます。）が権利 |

行使することができる期間（以下「一般投資家権利行使期間」といいます。）

平成 25 年 5 月 17 日（金）から平成 25 年 5 月 30 日（木）まで

（ロ）会社法に基づいて新株予約権の内容として定める、本新株予約権の行使期間

平成 25 年 5 月 17 日（金）から平成 25 年 5 月 30 日（木）まで及び平成 25 年 6 月 5 日

（水）から平成 25 年 6 月 6 日（木）まで

本件は、コミットメント型のライツ・オフアリングであり、下記⑧に記載のとおり、当社は、平成 25 年 6 月 4 日（火）に、同日において残存する本新株予約権の全部を取得します。従って、一般投資家が本新株予約権を行使する場合には、平成 25 年 5 月 17 日（金）から平成 25 年 5 月 30 日（木）までの期間に本新株予約権の行使請求を行う必要があります。そして、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、一般投資家が本新株予約権を行使するためには、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が受理されるとともに、行使代金の払込みが確認されていることが必要となりますが、株式会社証券保管振替機構（以下「振替機関」といいます。）が公表している標準処理日程によれば、一般投資家権利行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、一般投資家権利行使期間の期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が当社（行使請求受付場所）に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成 25 年 5 月 29 日（水）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続が完了していることが必要にな

ります。

※但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各一般投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。

⑦新株予約権の行使条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとしします。

(ロ) 米国の 1933 年証券法 (その後の改正を含み、以下「米国証券法」といいます。) に係るルール 801 (以下「ルール 801」といいます。) に従い、本新株予約権の行使につき米国における登録が免除されており、ルール 801 を適用するための要件として、米国の居住者が米国証券法に係るレギュレーション S (以下「レギュレーション S」といいます。) に従った取引以外の方法で本新株予約権の取引を行うことを禁止することが要求されていることから、外国に居住又は所在する者により保有され又は実質的に保有されている本新株予約権 (以下「表明対象本新株予約権」といいます。) が行使される場合には、「表明対象本新株予約権が、本新株予約権無償割当て又はレギュレーション S に従って行われた取引によって取得されたことを表明する。」との表明がなされた行使請求取次依頼書が本新株予約権の保有者 (以下「本新株予約権者」といいます。) が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関 (以下「直近上位機関」といいます。) に提出されることを条件とします。

⑧新株予約権の取得事由

当社は、平成 25 年 6 月 4 日 (火) に、交付財産 (以下に定義します。) と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部 (一部は不可) を取得するものとしします。

「交付財産」とは、本新株予約権 1 個当たり、平成 25 年 6 月 3 日 (月) の大阪証券取引所 (JASDAQ) における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格 (以下「大証 VWAP 価格」といいます。) (同日に大証 VWAP 価格がない場合にはその日に先立つ

直近日の大証 VWAP 価格) から 6,000 円を差し引いた金額を 10 で除して得られる金額 (負の数値である場合は 0 とします。) の 70% に相当する額 (1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。) をいいます。

- ⑨新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (イ) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行使代金の支払いを行います。
 - (ロ) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。
 - (ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
- ⑩その他投資判断上重要又は必要な事項
- (イ) 当社は、本新株予約権が行使された場合には、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします (自己株式による交付は予定しておりません)。
 - (ロ) 平成 25 年 4 月 12 日 (金) 付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書 (URL:<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) を熟読した上で、株主様又は投資家様個人の責任において本新株予約権についての投資判断を行う必要があります。

※各株主様における本件に係る手続の詳細につきましては、平成 25 年 4 月 12 日 (金) 付で公表されている「コミットメント型ライツ・オファリング (上場型新株予約権の無償割当て) に関するご説明 (Q&A)」 (URL:http://www.irjapan.net/ir_info/rights.html) をご参照ください。

3. ライツ・オファリングの日程

平成 25 年 4 月 12 日 (金)

取締役会決議

有価証券届出書提出

平成 25 年 4 月 20 日 (土)

届出の効力発生日 (予定)

平成 25 年 4 月 23 日 (火)

株主確定日 (予定)

※本新株予約権の割当対象とする株主様の確定日

平成 25 年 4 月 24 日 (水)	本新株予約権無償割当ての効力発生日 (予定) 本新株予約権上場日 (予定/大阪証券取引所より後日発表)
平成 25 年 4 月 30 日 (火)	本新株予約権の株主割当通知書の送付日 (予定)
平成 25 年 5 月 17 日 (金) から 平成 25 年 5 月 30 日 (木) まで	一般投資家の本新株予約権行使期間 (一般投資家権利行使期間) (予定) ※一般投資家が一般投資家権利行使期間の期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成 25 年 5 月 29 日 (水) の営業時間中に、口座管理機関 (機構加入者) に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続が完了していることが必要になります。但し、一般投資家からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず各一般投資家ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。
平成 25 年 5 月 24 日 (金)	本新株予約権上場廃止日 (予定/大阪証券取引所より後日発表)
平成 25 年 6 月 4 日 (火)	当社による残存する本新株予約権全部の取得日 (予定)
平成 25 年 6 月 5 日 (水)	当社が取得した本新株予約権のコミットメント会社への譲渡日 (予定)
平成 25 年 6 月 5 日 (水) から 平成 25 年 6 月 6 日 (木) まで	コミットメント会社の本新株予約権行使期間 (予定)

4. 調達する資金の額及び資金の使途等

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1, 012, 212, 000	70, 000, 000	942, 212, 000

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。また、平成 25 年 4 月 12 日 (金) 現在の当社の発行済株式総数 (当社が保有する当社普通株式の数を除きます。) を基準として算出した見込額です。

2. 発行諸費用の内訳

- ・コミットメント会社へ支払う手数料 5, 000 万円
- ・その他諸費用 (弁護士報酬及び各口座管理機関への事務手数料等) 2, 000 万円

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2) 調達資金の使途

上記差引手取概算額 942, 212, 000 円については、平成 27 年 3 月末までに全額を証券代行

事業における、総合株主データベースシステムの拡張開発資金に充当する予定であります。当該拡張開発は、平成 26 年 3 月までに第 1 段階、平成 27 年 3 月までに第 2 段階の拡張開発（サーバー及び通信機器の購入並びにソフトウェア開発等）を行い、最終的には、取扱いが可能となる株主数を 4,000 万名まで増加させる予定であります。

なお、総合株主データベースに係る設備計画の内容は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
本社 (東京都港区)	サーバー及び通信機器の購入並びにソフトウェア開発等	942,212	-	増資資金	平成 25 年 6 月	平成 27 年 3 月	(注) 1

(注) 1. 総合株主データベースシステムの処理能力が、現在の株主数 400 万名から株主数 4,000 万名まで拡張される予定です。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3. なお、当社の事業は「IR・SR 活動に専門特化したコンサルティング業」という単一セグメントに属するため、セグメントごとに係る記載はしておりません。

当社は平成 24 年 4 月に証券代行業への約 40 年ぶりとなる新規参入を果たして以来、株券電子化のメリットを活用したサービスや価格設定等により、参入後 1 年間で上場企業 7 社から証券代行業務を受託いたしました。今後更に証券代行業を伸張させ、中長期的な受託シェアを拡大していくために、当社は、株主数 4,000 万名まで取扱可能なシステム整備が必要と考えております。このような状況に鑑み、当社は、今後の受託社数の増加に備えて取扱可能株主数の拡張のためのシステム開発を行うことといたしました。当社は、上記のシステム開発の原資として手元資金及び銀行借入その他の資金調達手段を検討したものの、当社は第一種金融商品取引業者として金融商品取引法上の自己資本規制比率の規制を受けており、かかる観点から、設備投資に伴う総資産の増加に応じて自己資本を増強する必要があることから、自己資本の増強に向けてコミットメント型ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て）による資金調達を実施することといたしました。

具体的には、当社は今回の資金調達に際して、①既存の株主様の利益保護、②資本調達の確実性、③資本市場の発展への貢献を並立させるべく、公募増資や銀行借入等の様々な資金調達の手法を検討し、その結果、上記「1. 本件の目的等（2）本資金調達方法を選択した理由」に記載したような理由から、上記の 3 点を全て充足すると考えられる資金調達手法として、コミットメント型ライツ・オファリングによる資金調達を選択いたしました。

5. 発行条件の合理性

(1) 権利行使価額及びその算定根拠

資金調達を実施するにあたっては、既存株主様、発行会社及びマーケットのいずれにとっても適切と評価できるような手法で行う必要があると考えます。そのため本件では、1 株当たり利益の希薄化を抑えつつ、ビジネス拡大のためのシステム投資に必要な資金を調達

できる最適な割当比率を検討いたしました。

本件は、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当て、本新株予約権10個の行使により当社普通株式1株が交付されることとしており、1株当たり当期利益の大幅な希薄化を抑制しております。

当社普通株式1株を取得するための行使価額につきましては、6,000円（本新株予約権1個当たり600円）と設定しております。これは、上記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等（2）調達資金の用途」に記載した、証券代行業業拡大のためのシステム投資に必要な資金需要、本新株予約権の行使により発行される予定の株式の数及び本新株予約権の行使の可能性（本新株予約権が行使されやすいよう、時価を下回る行使価額を設定しております（平成25年4月11日の大阪証券取引所（JASDAQ）における終値の39.50%。））等を総合的に勘案して決定されたものです。なお、当社はコミットメント会社との間で、株主の皆様が行使を行わなかった本新株予約権については、当社が取得条項に基づき取得した上で、原則としてコミットメント会社に全て譲渡し、コミットメント会社が当該本新株予約権を全て行使することを内容とするコミットメント契約を締結しており、かかるコミットメント会社による本新株予約権の行使により当社の必要資金が確保されるスキームとなっております。

（2）取得条項及びその対価等

- ① 上記「2. ライツ・オフリングの内容（2）本新株予約権の内容等 ⑧新株予約権の取得事由」に記載のとおり、本新株予約権には取得事由が定められており、当社は、平成25年6月4日（火）に、交付財産と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部（一部は不可）を取得します。交付財産は、本新株予約権1個当たり、平成25年6月3日（月）の大証VWAP価格（同日に大証VWAP価格がない場合にはその日に先立つ直近日の大証VWAP価格）から6,000円を差し引いた金額を10で除して得られる金額（負の数値である場合は0とします。）の70%に相当する額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）となります。

ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、権利行使期間内に新株予約権が行使されない場合には当該期間の満了により新株予約権が消滅してしまいますが、当社の株主数のうち一定割合を個人株主が占めていることに鑑み、既存株主様が本新株予約権の行使や売却を失念した場合でも、1株あたりの経済的価値の希薄化により被る経済的不利益の一部を補うことができるように配慮する必要があると考えております。かかる観点からは、交付財産の金額を低く設定し過ぎると、上記のような失念株主への配慮とならない可能性があります。

それと同時に、交付財産の算定にあたりましては、以下のとおり、コミットメント型ライツ・オフリングの長所を阻害しないように配慮しております。

すなわち、コミットメント型ライツ・オフリングでは、新株予約権の割当てを受けた既存株主様が新株予約権の行使を望まない場合には、当該新株予約権を市場取引により売却することで、既存株主様以外の投資家にも新株予約権を取得し行使する機会を与えることができます。しかしながら、交付財産の価値と新株予約権の市場価格との乖離が小さい場合には、新株予約権者が新株予約権の行使又は市場売却を行う動機を減退させ、ひい

ては既存株主様以外の投資家が新株予約権を取得し行使する機会を奪うこととなります。過去のノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいて、新株予約権の理論価格に比べ、新株予約権の市場価格が一定程度割安に推移した事例があることを考えますと、理論価格からのディスカウント率が小さい金額を交付財産として設定した場合には、新株予約権を市場売却せず、あえて取得条項による交付財産の交付を選択する既存株主様が増える可能性があります。また、行使されなかった新株予約権が増える可能性が高まることによって、未行使分の新株予約権を取得しこれを行行使する証券会社のリスクが増加し、ひいては発行諸費用の増加につながることから、コミットメント型ライツ・オファリングの普及にもマイナスの影響を与えることが懸念されます。かかるマイナスの影響を回避するためには、本件においても、当社による本新株予約権の取得の際に交付される財産の金額と本新株予約権の理論価値との間に相当程度の差異を設けることが必要となります。

これらの事情を総合的に考慮し、本件においては、交付財産を、本新株予約権の理論価値（大証 VWAP 価格から 6,000 円を差し引いた金額を 10 で除して得られる金額（負の数値である場合は 0 とします。））に対して 70% を乗じた金額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）としております。なお、下記②に記載のとおり、当社は、取得した本新株予約権を交付財産以上の価格でコミットメント会社に譲渡することを想定しているため、交付財産の支払いは当社の企業価値を損ねるものではないと判断しております。

- ② 本件はコミットメント型のライツ・オファリングであり、当社が取得条項に基づき取得した未行使の本新株予約権については、原則として、コミットメント会社に全て譲渡し、コミットメント会社は、平成 25 年 6 月 5 日（水）から平成 25 年 6 月 6 日（木）までの間に、当社から譲り受けた本新株予約権を全て行使する予定です。コミットメント会社への本新株予約権 1 個当たりの譲渡価格は、平成 25 年 6 月 3 日（月）の大証 VWAP 価格（同日に大証 VWAP 価格がない場合にはその日に先立つ直近日の大証 VWAP 価格）から 6,000 円を差し引いた金額を 10 で除して得られる金額（負の数値である場合は 0 とします。）の 90% に相当する額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）となります。但し、計算の結果が 0 となる場合は、コミットメント会社は、当社が取得した本新株予約権の全てを合計 1 円で譲り受けます。譲渡価格につきましては、未行使分の本新株予約権の取得に伴う交付財産の支払い等が当社に生じることや、当該本新株予約権の理論価値から見て低廉な価格での譲渡とならないような水準とする必要があること等を総合的に勘案した上で決定しております。
- ③ 当社が取得条項に基づき取得する本新株予約権 1 個当たりの交付財産と、コミットメント会社への本新株予約権 1 個当たりの譲渡価格との差額は当社の利益として計上されます。取得する本新株予約権 1 個当たりの当社の利益が大きくなるのは、当社株価が行使価額を大幅に上回る場合（本新株予約権の価値が高い場合）ですが、そのような状況においては、本新株予約権を行行使することにより得られる経済的利益が、当社の取得の対価である交付財産を大きく上回るため、本新株予約権の多数が未行使のままとなることは考え難く、当社の取得の対象となる本新株予約権の数が多数に上る可能性は実際上低いことから、大きな利益が計上されることは想定しておりません。一方で、仮に当社株価が行使価額を下回った場合においては、本新株予約権の多数が未行使のままとなり、当社の取得の対象

となる本新株予約権の数が多数に上る可能性がございますが、かかる場合においては、交付財産の総額は0円、譲渡価格の総額は1円であり、その差額は1円となることから、この場合においても大きな利益が計上されることは想定しておりません。

6. 筆頭株主の動向

当社は、当社の筆頭株主でもある当社代表取締役社長・CEO 寺下史郎（平成 25 年 4 月 12 日（金）現在で、当社の発行済株式総数の 62.47%を保有）より、本新株予約権無償割当てによって割り当てられる全ての本新株予約権を行使することについて、コミットメント会社との間で、平成 25 年 4 月 12 日付で覚書を締結した旨の報告を受けております。同人の当社への払込金額は、632,400,000 円（全調達金額の 62.48%）を予定しております。

当該行使に伴う払込みに関し、当社は同人から、本新株予約権の行使代金の調達を目的として、同人が金融機関から借入れ等を行う予定であると報告を受けております。

なお、同人は、一般投資家による本新株予約権の行使に大きな影響を与えることを避けるため、後記「9. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項（3）ロックアップについて」に記載のとおり、原則としてロックアップ期間中においては当社株式の売却等を行わない旨をコミットメント会社と合意しております。また、当社は同人から、上記行使代金に係る借入金の返済に伴って、その保有する当社普通株式を一部売却する可能性はあるが、①年内（平成 25 年）においては売却する意向がない旨、②平成 26 年 1 月以降の売却に際しては、市場環境を勘案しつつ、当社普通株式の市場株価への影響を抑えるべく立会外取引及び市場外取引等で対応する意向を本日現在において有している旨、の表明を受けております。

7. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使期間中における一般投資家の行使状況及びその時点における発行済株式総数につきましては、①平成 25 年 5 月 20 日（月）までの行使状況及び平成 25 年 5 月 20 日（月）現在の発行済株式総数を平成 25 年 5 月 22 日（水）に、②平成 25 年 5 月 22 日（水）までの行使状況及び平成 25 年 5 月 22 日（水）現在の発行済株式総数を平成 25 年 5 月 24 日（金）に、③平成 25 年 5 月 24 日（金）までの行使状況及び平成 25 年 5 月 24 日（金）現在の発行済株式総数を平成 25 年 5 月 28 日（火）に、④平成 25 年 5 月 30 日（木）までの行使状況及び平成 25 年 5 月 30 日（木）現在の発行済株式総数を平成 25 年 6 月 3 日（月）に、それぞれ公表する予定であります。なお、権利行使期間中における行使状況につきましては、上記以外にも必要に応じて公表することがあります。

これとは別に、当社が取得した本新株予約権をコミットメント会社に譲渡した時（平成 25 年 6 月 5 日（水）の予定）は、その内容を速やかに公表いたします。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等（2）調達資金の用途」に記載の資金用途へ充当することにより、証券代行業の拡大のための準備が整い、将来的な企業価値向上に寄与するものと考えておりますが、具体的な影響については未定です。

9. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) コミットメント会社との間で締結したコミットメント契約の概要

当社は、コミットメント会社との間で、平成 25 年 4 月 12 日（金）付でコミットメント契約を締結しております。当社が取得条項に基づき取得した未行使の本新株予約権は、コミットメント契約に基づき、原則として、平成 25 年 6 月 5 日（水）にコミットメント会社に全て譲渡され、コミットメント会社は、平成 25 年 6 月 6 日（木）までに、当社より取得した本新株予約権の全てを行使します。コミットメント会社への本新株予約権 1 個当たりの譲渡価格は、上記「5. 発行条件の合理性（2）取得条項及びその対価等 ②」に記載のとおりです。但し、コミットメント契約等に定める義務に関して当社による重大な違反がある場合又は当社の業績に悪影響を及ぼす重大な事態が発生した場合等においては、コミットメント会社による本新株予約権の譲受け及び行使が行われず、又はコミットメント契約が解除される可能性があります。

(2) 外国居住の株主様による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国の居住者については、それぞれ適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国に居住する株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。

本新株予約権無償割当ては非米国会社の有価証券に関して行われるものであり、米国の開示規制とは異なる日本の開示規制が適用されます。平成 25 年 4 月 12 日（金）付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書に含まれる財務情報は日本において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に従って作成されており、米国企業の財務情報との比較が困難な場合があります。

当社は日本に所在しており、かつ、当社の役員及び取締役の一部又は全部が日本の居住者となる可能性があるため、米国人株主がその権利又は米国の連邦証券規制上生じた請求権を執行することが困難な場合があります。米国人株主は、米国証券規制の違反について米国外の裁判所において非米国会社又はその役員若しくは取締役を提訴することができない可能性があります。また、非米国会社及びその関連会社を米国の裁判所の管轄に服させることが困難な場合があります。

本新株予約権の行使は、米国証券法に係るルール 801 による登録義務の免除規定に依拠して行われることが想定されており、ルール 801 を適用するための要件として、米国の居住者が米国証券法に係るレギュレーション S に従った取引以外の方法で本新株予約権の取引を行うことを禁止することが要求されております。米国人株主は所定の手続に従って割当てを受けた本新株予約権を行使することができますが、本新株予約権無償割当てに関して米国証券取引委員会に対する届出書の提出は行われません。本新株予約権は、大阪証券取引所（JASDAQ）に上場され、株式会社証券保管振替機構の振替制度を通じて取引されます。

(3) ロックアップについて

コミットメント会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社株主である寺下史郎は

コミットメント会社に対し、平成 25 年 4 月 12 日（金）（当日を含みます。）から平成 25 年 10 月 8 日（火）（当日を含みます。）までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、コミットメント会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、コミットメント会社による本新株予約権の引受けに関連して、当社はコミットメント会社に対し、ロックアップ期間中、コミットメント会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：

本書（参考書面を含みます。）は、当社の第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、平成 25 年 4 月 12 日付で提出された有価証券届出書（URL: <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社の財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を一切構成するものではありません。本新株予約権の発行については、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第 1 回新株予約権発行要項

- 1 新株予約権の名称
株式会社アイ・アール ジャパン 第 1 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
- 2 本新株予約権の割当ての方法
会社法第 277 条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、平成 25 年 4 月 23 日 (以下「株主確定日」という。) における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てる (以下「本新株予約権無償割当て」という。) 。
- 3 本新株予約権の総数
株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- 4 本新株予約権無償割当ての効力発生日
平成 25 年 4 月 24 日
- 5 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式 0.1 株とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個当たり 600 円とする。
 - ② 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの財産の価額は、6,000 円とする。
 - (3) 本新株予約権の行使期間
平成 25 年 5 月 17 日から平成 25 年 5 月 30 日まで及び平成 25 年 6 月 5 日から平成 25 年 6 月 6 日までとする。
 - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資

本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 米国の 1933 年証券法(その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。)に係るルール 801(以下「ルール 801」という。)に従い、本新株予約権の行使につき米国における登録が免除されており、ルール 801 を適用するための要件として、米国の居住者が米国証券法に係るレギュレーション S(以下「レギュレーション S」という。)に従った取引以外の方法で本新株予約権の取引を行うことを禁止することが要求されていることから、外国に居住又は所在する者により保有され又は実質的に保有されている本新株予約権(以下「表明対象本新株予約権」という。)が行使される場合には、以下の表明がなされた行使請求取次依頼書が本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関(以下「直近上位機関」という。)に提出されることを条件とする。

表明対象本新株予約権が、本新株予約権無償割当て又はレギュレーション S に従って行われた取引によって取得されたことを表明する。

(7) 外国法令の遵守

外国法令の遵守のため、本新株予約権の行使請求取次依頼書に、本新株予約権を行使しようとする各本新株予約権者から以下の表明を受けたものとみなす旨を記載するものとする。

- ① 本新株予約権を行使しようとする日本国内に居住又は所在する本新株予約権者は、当該行使により、ルール 801(ルール 801 を適用するための要件として、米国の居住者がレギュレーション S に従った取引以外の方法で本新株予約権の取引を行うことを禁止することが要求されている。)に従い、本新株予約権の行使につき米国における登録が免除されていることを理解している旨を表明したものとみなされる。また、本新株予約権を行使しようとする日本国内に居住又は所在する本新株予約権者は、当該行使により、本新株予約権無償割当て又はレギュレーション S に従って行われた取引のいずれかを通じて当該行使に係る本新株予約権を取得した旨を表明し合意したものとみなされる。
- ② 本新株予約権を行使しようとし又は本新株予約権若しくはその行使により発行される当社普通株式に関してその他の取引を行う本新株予約権者は、本新株予約権の行使により、(i)当該本新株予約権者又は当該本新株予約権の実質的保有者が居住し又は現在所在している法域において適法に本新株予約権の募集を受け、これを取得及び行使し、本新株予約権の目的となる当社普通株式の募集を受けこれを引受けたこと、並びに(ii)当該本新株予約権者は、

直接的又は間接的に、登録が必要となる又は法令に違反することとなる法域において募集、売却、譲渡、交付又は配分をする目的で、本新株予約権の目的となる当社普通株式を取得するものではないことを、当社、直近上位機関及び当社の代理人に対して表明及び保証したものとみなされる。

(8) 本新株予約権の取得事由

当社は、平成 25 年 6 月 4 日に、交付財産(以下に定義する。)と引換えに、同日において残存する本新株予約権の全部(一部は不可)を取得するものとする。

「交付財産」とは、本新株予約権 1 個当たり、平成 25 年 6 月 3 日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「大証 VWAP 価格」という。)(同日に大証 VWAP 価格がない場合にはその日に先立つ直近日の大証 VWAP 価格)から 6,000 円を差し引いた金額を 10 で除して得られる金額(負の数値である場合は 0 とする。)の 70%に相当する額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)をいう。

(9) 本新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

6 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7 本新株予約権の行使請求受付場所

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

8 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿支店

9 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行使代金の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記第 7 項記載の行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

10 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

11 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12 その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について、代表取締役社長に一任する。

以上